

水産情報提供の整備推進事業（継続）

1 趣 旨

水産基本法では、国民に対し水産物の安定供給の確保を政策課題として位置付け、水産基本計画によりこれを推進することとしている。

このため、漁業者等に対する精度の高い水産情報の提供やそれに伴う技術開発は、効率的な操業の実現や資源管理を推進する上で重要な役割を担っている。

漁業者は精度の高い水産情報をいち早く知ることによって、漁場探索に要する時間短縮やコストの削減、安定的な漁業生産や資源管理に対応した操業の実現が可能となるほか、これらの基礎情報を活用することにより、漁業被害の未然防止、資源管理指標となる資源評価や漁海況予報の精度向上を図ることが可能となることから重要な情報源となっている。

漁海況情報は、漁業者等からはリアルタイムで精度の高い情報の提供に対するニーズが極めて高くなっていると同時に、資源管理を進める上でも重要な情報であるが、現状の体制では海洋の日々の変化やその見通しについては体系的な情報の収集解析や、提供の事業が円滑に行われているとは言い難い現状にある。

このため、民・官が連携した情報収集体制の整備を行い、漁況、海況情報といった水産資源の管理等に必要な最新情報を迅速に作成し、適正な資源管理及び経営の安定化の推進を図る。

2 事業内容

より精度の高い水産情報をリアルタイムに提供するため、官庁、研究機関等による情報と衛星情報（表面水温・水色・海面高度情報）によって、寒暖流の変動、海面高低により示される海の渦・水色・潮流といった、対象魚の成育活動に係る精度の高い海況情報を提供し、また、漁船や市場から漁獲情報や漁船の分布情報を入手し、漁況情報を提供することを支援する。さらに、漁業関係者等のニーズに対応するため、海域毎に順次24時間以内の海況情報の提供体制の構築と48時間以内の漁況情報の収集体制の構築を合わせて実施することを支援する。

3 事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成18年度～平成22年度

5 平成22年度概算決定額（前年度予算額）

23,847千円（27,663千円）

6 補助率

1/2

7. 担当課

水産庁漁場資源課 03-6744-2377（直）